

# 上限を超えて超過勤務を命ぜられた 職員の状況に関する調査 (令和6年度\*)

令和8年1月

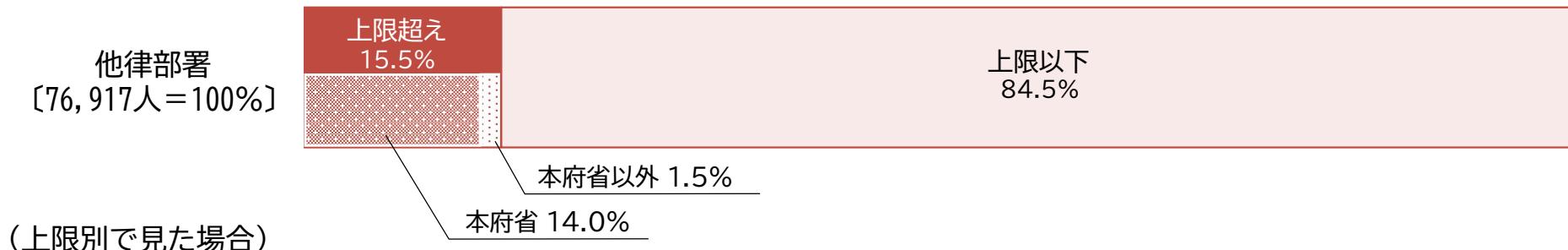
人 事 院

※令和6年4月から令和7年3月までの状況。ただし、公正取引委員会、  
財務省及び国税庁は、令和6年7月から令和7年6月までの状況

## (1) 他律部署（他律的業務の比重が高い部署）

## 主なポイント

- いずれかの上限を超えた職員は全体で11,925人（15.5%）、前年度と比べて本府省は全て減少
- 1月100時間未満の上限を超えた職員は全体で5,121人（6.7%）、前年度と比べて700人減少
- 月平均80時間以下の上限を超えた職員は全体で7,118人（9.3%）、前年度と比べて757人減少



上限(他律部署)	全体 [76,917人=100%]	本府省 [40,265人=100%]	本府省以外 [36,652人=100%]
1月100時間未満	↓ 5,121人 (5,821人) ↓ 6.7% (7.7%)	↓ 4,792人 (5,418人) ↓ 11.9% (13.9%)	↓ 329人 (403人) ↓ 0.9% (1.1%)
2~6月平均80時間以下	↓ 7,118人 (7,875人) ↓ 9.3% (10.4%)	↓ 6,626人 (7,318人) ↓ 16.5% (18.7%)	↓ 492人 (557人) ↓ 1.3% (1.5%)
年720時間以下	↓ 4,876人 (5,115人) ↓ 6.3% (6.7%)	↓ 4,566人 (4,874人) ↓ 11.3% (12.5%)	↑ 310人 (241人) ↑ 0.8% (0.7%)
月45時間超は年6回まで	↓ 9,300人 (9,458人) ↓ 12.1% (12.5%)	↓ 8,347人 (8,635人) ↓ 20.7% (22.1%)	↑ 953人 (823人) ↑ 2.6% (2.2%)
いずれかの上限を超えた職員	↓ 11,925人 (12,074人) ↓ 15.5% (15.9%)	↓ 10,747人 (10,898人) ↓ 26.7% (27.9%)	↑ 1,178人 (1,176人) ↗ 3.2% (3.2%)

※上限別で見た場合の表について

1 ( ) 内は令和5年度の状況

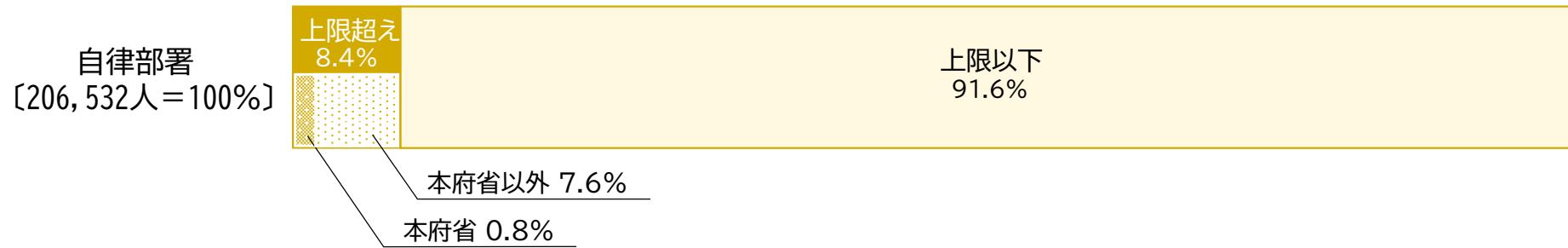
2 [ ] 内の人数は年度未定員の総数。「%」は全体、本府省又は本府省以外の総数をそれぞれ100%とした場合の割合

3 上限別で見た場合の合計は、同一の職員が複数の上限を超えている場合もあるため、「いずれかの上限を超えた職員」の割合とは一致しない

## (2) 自律部署（他律部署以外の部署）

## 主なポイント

- いずれかの上限を超えた職員は全体で17,263人（8.4%）、前年度と比べて微増だが、本府省は全て減少



(上限別で見た場合)

上限(自律部署)	全体 [206,532人=100%]	本府省 [11,078人=100%]	本府省以外 [195,454人=100%]
1月45時間以下	↓ 15,283人 (15,320人) ↑ 7.4% (7.4%)	↓ 1,464人 (1,593人) ↓ 13.2% (14.0%)	↑ 13,819人 (13,727人) ↑ 7.1% (7.1%)
年360時間以下	↓ 10,321人 (10,652人) ↓ 5.0% (5.2%)	↓ 962人 (1,074人) ↓ 8.7% (9.4%)	↓ 9,359人 (9,578人) ↓ 4.8% (4.9%)
いずれかの上限を超えた職員	↑ 17,263人 (17,123人) ↑ 8.4% (8.3%)	↓ 1,630人 (1,731人) ↓ 14.7% (15.2%)	↑ 15,633人 (15,392人) ↑ 8.0% (7.9%)

※上限別で見た場合の表について

1 ( ) 内は令和5年度の状況

2 [ ] 内の人数は年度未定員の総数。「%」は全体、本府省又は本府省以外の総数をそれぞれ100%とした場合の割合

3 上限別で見た場合の合計は、同一の職員が複数の上限を超えている場合もあるため、「いずれかの上限を超えた職員」の割合とは一致しない

上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員が従事した主な業務としては、以下のものがあった。

### 主なポイント

- ・他律部署において、「①大規模災害への対処」、「③他国又は国際機関との重要な交渉」及び「⑥国会対応業務」により上限を超えた職員は減少
- ・「②重要な政策に関する法律の立案」、「④予算・会計関係業務」及び「⑤人事・給与関係業務」により上限を超えた職員は、他律・自律部署のいずれも増加
- ・主な要因のうち最も多かったのは、他律部署で「⑥国会対応業務」（2,445人、20.5%）、自律部署で「④予算・会計関係業務」（2,774人、16.1%）

上限超えの主な要因	他律部署 [11,925人=100%]	自律部署 [17,263人=100%]
①大規模災害への対処	↓ 351人 (1,088人) ↓ 2.9% (9.0%)	↓ 1,730人 (2,763人) ↓ 10.0% (16.1%)
②重要な政策に関する法律の立案	↑ 1,170人 (1,141人) ↑ 9.8% (9.5%)	↑ 87人 (63人) ↑ 0.5% (0.4%)
③他国又は国際機関との重要な交渉	↓ 987人 (1,161人) ↓ 8.3% (9.6%)	↓ 40人 (60人) ↓ 0.2% (0.4%)
④予算・会計関係業務	↑ 1,589人 (1,476人) ↑ 13.3% (12.2%)	↑ 2,774人 (2,581人) ↑ 16.1% (15.1%)
⑤人事・給与関係業務	↑ 909人 (885人) ↑ 7.6% (7.3%)	↑ 1,916人 (1,668人) ↑ 11.1% (9.7%)
⑥国会対応業務	↓ 2,445人 (2,666人) ↓ 20.5% (22.1%)	↑ 146人 (102人) ↑ 0.8% (0.6%)

※1 [ ] 内の人数は、複数ある上限のうちいずれかの上限を超えた職員の人数

※2 ( ) 内は令和5年度の状況

※3 ①～③は人事院規則に例示する特例業務。④～⑥は「その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと各省各庁の長が認めるもの」のうち、共通的な業務を取り上げたもの

※4 それ以外の要因で上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員は、他律部署で6,077人 (51.0%)、自律部署で14,118人 (81.8%)

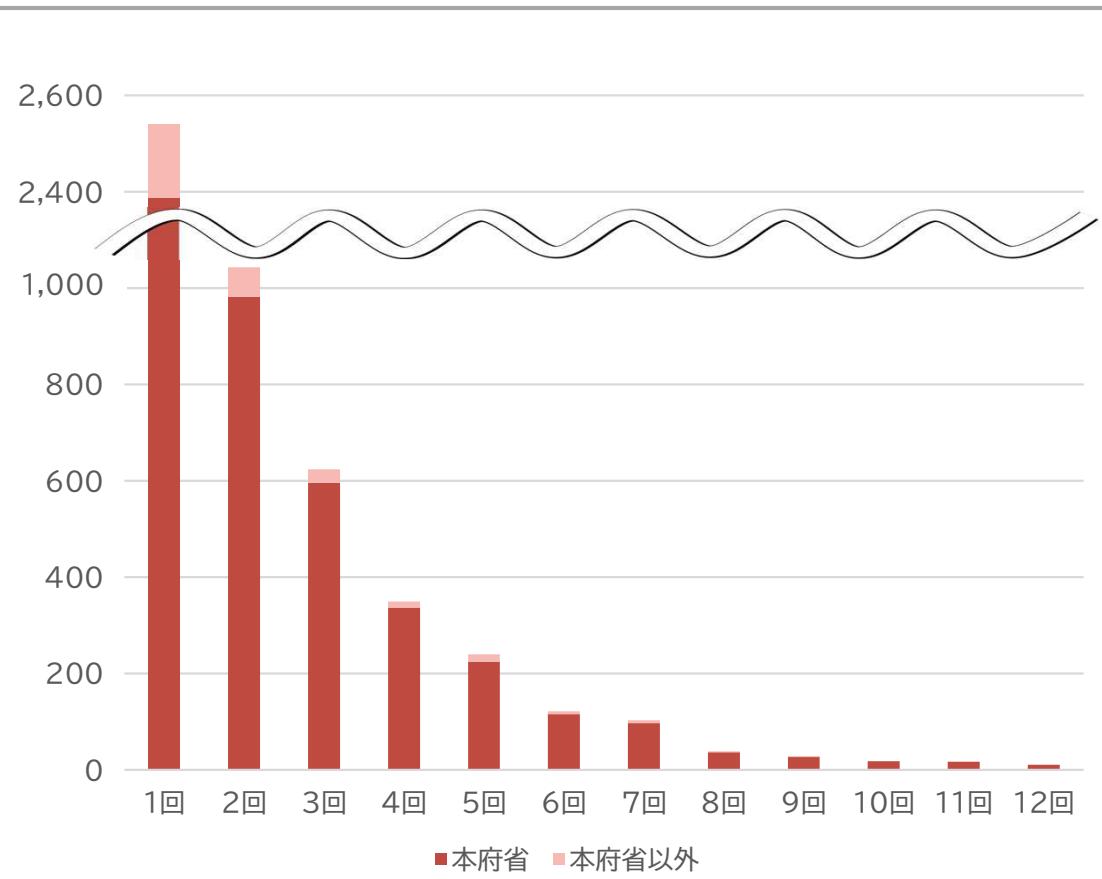
※5 ⑥は、他の特例業務に付随する業務以外の国会対応業務を計上したもの

※6 同一の職員が複数の特例業務に従事している場合もあり、職員人数の合計は [ ] 内の人数にならず、割合の数値の合計は100%にならない

月100時間未満の上限を超えて超過勤務を命ぜられた累計回数別の状況は、以下のとおりだった。

主なポイント

- ・月100時間未満の上限を超えて超過勤務を命ぜられた累計回数は、1回が約5割、3回以下が8割超



累計回数	全体 [5,121人=100%]		本府省 [4,792人=100%]	本府省以外 [329人=100%]
1回	2,524人	49.3%	2,329人	48.6%
2回	1,043人	20.4%	982人	20.5%
3回	624人	12.2%	596人	12.4%
4回	350人	6.8%	337人	7.0%
5回	240人	4.7%	225人	4.7%
6回	122人	2.4%	116人	2.4%
7回	103人	2.0%	97人	2.0%
8回	39人	0.8%	37人	0.8%
9回	29人	0.6%	27人	0.6%
10回	18人	0.4%	18人	0.4%
11回	18人	0.4%	17人	0.4%
12回	11人	0.2%	11人	0.2%

※1 [ ] 内の人数は令和6年度において1月100時間未満の上限を1回でも超えた職員の総数。  
 「%」は全体、本府省又は本府省以外の総数をそれぞれ100%とした場合の割合

※2 1月100時間未満の上限を1回でも超えた職員について、1年の間で1月100時間未満の上限を超えた累計回数ごとに人数を集計したもの。  
 例えば、ある職員が4月と6月と10月にそれぞれ上限を超えて超過勤務を命ぜられた場合には、回数が「3回」の欄に計上される

## 超過勤務の上限等に関する措置（現行制度）の概要

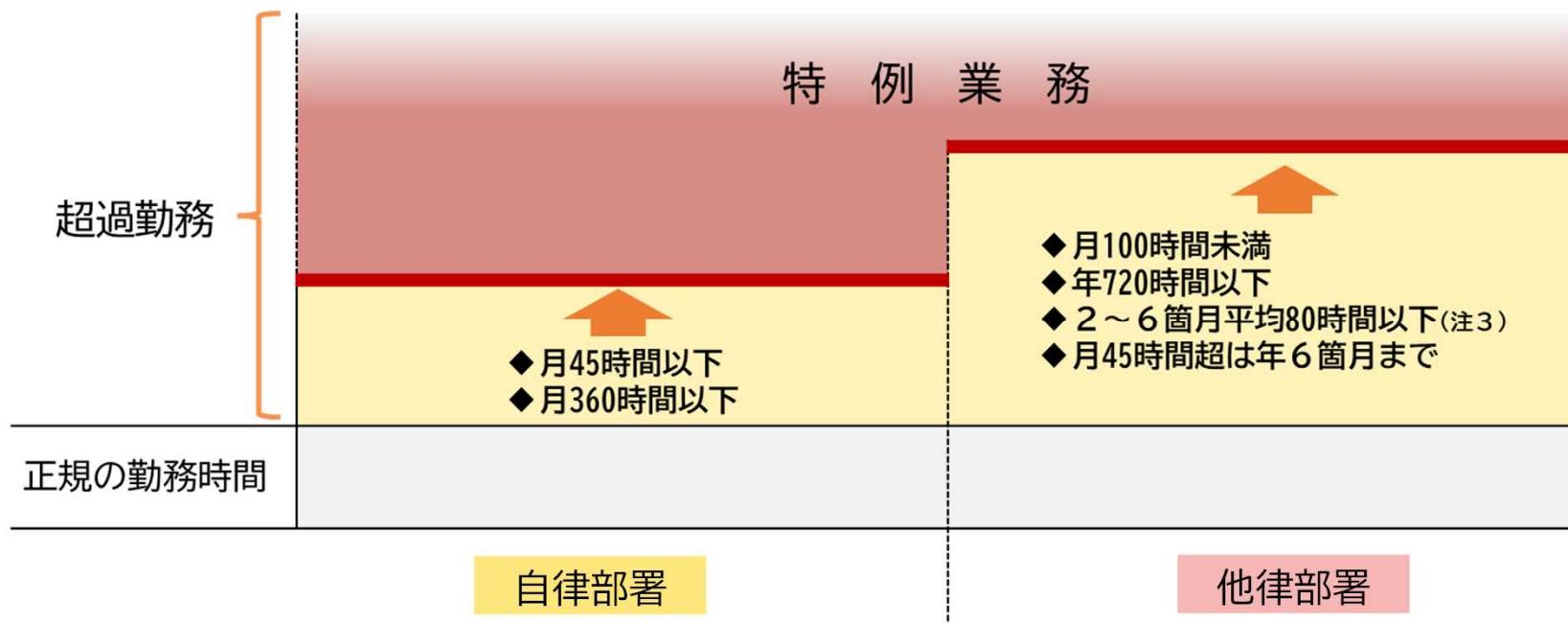
### 超過勤務命令の上限

- 各省各庁の長は、下表に掲げる範囲内で、必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

原則(自律部署)	他律的業務(注1)の比重が高い部署(他律部署)	
1箇月45時間以下	1箇月100時間未満	年間720時間以下
年間360時間以下	2~6箇月平均80時間以下	月45時間以下 × 年6回

注1 「他律的業務」とは、業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。

- 特例業務(注2)に従事する職員又は従事していた職員に、上限を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合には、超過勤務命令の上限は適用しない。



注2 「特例業務」とは、大規模災害への対処、重要な政策に関する法律の立案、他国又は国際機関との重要な交渉、その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと各省各庁の長が認める業務。

注3 2箇月、3箇月、4箇月、5箇月、6箇月のいずれの期間においても、平均が80時間以下であることをいう。

### 要因の整理分析等

- 特例業務により、上限を超えて超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、適切に情報を収集して、1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行う必要がある。

## 令和6年度 他律的業務の比重が高い部署の指定状況及び上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の状況

府省名	他律的業務の比重が高い部署の割合			いずれかの上限を超えた職員の割合（対定員）								
	合計	本府省	本府省以外	他律部署		自律部署		他律部署+自律部署				
全体	27.1%	78.4%	15.8%	合計	本府省	本府省以外	合計	本府省	本府省以外	合計	本府省	本府省以外
会計検査院	89.4%	89.4%	—	6.3%	6.3%	—	15.0%	15.0%	—	7.2%	7.2%	—
人事院	48.8%	65.6%	10.1%	8.6%	9.2%	0.0%	0.9%	1.3%	0.6%	4.7%	6.5%	0.5%
内閣官房	91.5%	91.5%	—	29.3%	29.3%	—	26.9%	26.9%	—	29.1%	29.1%	—
内閣法制局	79.0%	79.0%	—	45.3%	45.3%	—	58.8%	58.8%	—	48.1%	48.1%	—
内閣府	58.0%	82.7%	11.4%	28.9%	30.5%	7.9%	16.4%	26.0%	12.9%	23.7%	29.7%	12.3%
宮内庁	41.3%	48.3%	0.0%	20.2%	20.2%	—	11.6%	13.5%	5.9%	15.2%	16.7%	5.9%
公正取引委員会	75.4%	95.6%	0.0%	11.9%	11.9%	—	10.5%	9.4%	10.7%	11.5%	11.8%	10.7%
警察庁	76.2%	89.7%	69.8%	7.5%	19.3%	0.2%	7.4%	1.8%	8.3%	7.5%	17.5%	2.6%
個人情報保護委員会	88.7%	88.7%	—	12.7%	12.7%	—	65.4%	65.4%	—	18.6%	18.6%	—
カジノ管理委員会	51.5%	51.5%	—	15.1%	15.1%	—	18.5%	18.5%	—	13.2%	13.2%	—
金融庁	95.3%	95.3%	—	23.1%	23.1%	—	17.9%	17.9%	—	22.9%	22.9%	—
消費者庁	67.7%	67.7%	—	25.4%	25.4%	—	16.0%	16.0%	—	22.4%	22.4%	—
こども家庭庁	82.6%	100.0%	0.0%	55.5%	55.5%	—	32.1%	—	32.1%	51.4%	55.5%	32.1%
デジタル庁	89.0%	89.0%	—	35.0%	35.0%	—	50.0%	50.0%	—	36.6%	36.6%	—
復興庁	63.3%	90.6%	16.3%	35.5%	36.8%	23.1%	31.3%	69.2%	23.9%	33.9%	39.9%	23.8%
総務省	41.2%	81.3%	0.0%	28.0%	28.0%	—	6.8%	32.0%	2.0%	15.6%	28.7%	2.0%
公害等調整委員会	0.0%	0.0%	—	—	—	—	8.3%	8.3%	—	8.3%	8.3%	—
消防庁	70.9%	91.0%	0.0%	54.9%	54.9%	—	28.0%	66.7%	15.8%	47.1%	56.0%	15.8%
法務省	47.9%	91.0%	47.1%	3.6%	21.5%	2.9%	4.8%	32.5%	4.7%	4.2%	22.0%	3.8%
出入国在留管理庁	35.0%	76.2%	32.0%	20.3%	60.6%	13.4%	10.3%	47.1%	9.4%	13.8%	57.3%	10.7%
公安審査委員会	0.0%	0.0%	—	—	—	—	25.0%	25.0%	—	25.0%	25.0%	—
公安調査庁	5.3%	24.5%	0.0%	8.3%	8.3%	—	2.6%	11.1%	0.8%	2.9%	10.5%	0.8%
外務省	97.7%	97.7%	—	28.3%	28.3%	—	16.4%	16.4%	—	28.0%	28.0%	—
財務省	16.0%	96.4%	4.8%	30.7%	38.4%	8.9%	6.8%	2.7%	6.8%	10.6%	37.1%	6.9%
国税庁	4.1%	77.1%	2.7%	15.9%	34.9%	4.8%	3.2%	6.3%	3.2%	3.7%	28.4%	3.2%
文部科学省	92.7%	98.8%	37.6%	25.5%	26.0%	13.2%	3.8%	21.1%	0.9%	23.9%	26.0%	5.5%
スポーツ庁	98.2%	98.2%	—	19.3%	19.3%	—	100.0%	100.0%	—	20.7%	20.7%	—
文化庁	99.0%	98.9%	100.0%	19.6%	20.1%	0.0%	33.3%	33.3%	—	19.7%	20.2%	0.0%
厚生労働省	26.8%	96.8%	16.3%	18.8%	39.2%	0.7%	3.6%	25.0%	3.5%	7.6%	38.8%	3.0%
中央労働委員会	12.7%	13.3%	0.0%	23.1%	23.1%	—	2.2%	2.4%	0.0%	4.9%	5.1%	0.0%
農林水産省	24.5%	50.3%	13.9%	14.3%	20.9%	4.5%	4.3%	13.5%	2.1%	6.7%	17.0%	2.5%
林野庁	5.2%	40.9%	0.0%	15.2%	15.2%	—	2.4%	21.8%	0.7%	3.0%	19.1%	0.7%
水産庁	21.5%	26.1%	0.0%	19.5%	19.5%	—	14.8%	19.0%	0.0%	15.8%	19.1%	0.0%
経済産業省	44.3%	78.9%	0.0%	28.5%	28.5%	—	17.2%	30.1%	13.7%	22.2%	28.8%	13.7%
資源エネルギー庁	96.5%	96.5%	—	74.3%	74.3%	—	53.3%	53.3%	—	73.5%	73.5%	—
特許庁	14.0%	14.0%	—	22.5%	22.5%	—	1.2%	1.2%	—	3.5%	3.5%	—
中小企業庁	81.5%	81.5%	—	65.6%	65.6%	—	81.1%	81.1%	—	68.5%	68.5%	—
国土交通省	11.1%	87.0%	0.1%	22.4%	22.4%	15.2%	18.8%	27.7%	18.6%	17.2%	23.1%	16.3%
観光庁	96.4%	96.4%	—	22.7%	22.7%	—	50.0%	50.0%	—	23.7%	23.7%	—
気象庁	27.4%	86.6%	0.0%	4.4%	4.4%	—	6.2%	37.4%	4.2%	5.7%	8.8%	4.2%
運輸安全委員会	70.9%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	0.0%	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
海上保安庁	6.3%	69.0%	0.0%	20.3%	20.3%	—	21.1%	2.2%	21.7%	21.1%	14.7%	21.7%
環境省	65.1%	95.7%	38.5%	28.6%	39.9%	4.1%	20.6%	20.0%	20.7%	25.8%	39.0%	14.3%
原子力規制委員会	73.2%	75.7%	14.9%	4.9%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%	3.8%	0.0%
防衛省	100.0%	100.0%	—	9.1%	9.1%	—	—	—	—	9.1%	9.1%	—

※1 集計対象は、一般職国家公務員である。

※2 併任の場合は本務で集計している。ただし、専ら併任（併任の期間中、主として併任先の官職の業務に従事する場合を指した通称）の場合は原則併任先で集計している。

※3 公正取引委員会、財務省及び国税庁は令和6年7月から令和7年6月までの状況である。

※4 いずれかの上限を超えた職員の割合は、それぞれの令和6年度末予算定員で除して算出したものである。

※5 他律的業務の比重が高い部署の割合は、それぞれの令和6年度末予算定員を用いて算出したものである。

※6 外務省の在外公館に勤務する職員は除いている。

## 令和6年度 特例業務の主な要因別の状況（府省別）

## 【他律部署】

府省名	①大規模災害への対処	②重要な政策に関する法律の立案	③他国又は国際機関との重要な交渉	④予算・会計関係業務	⑤人事・給与関係業務	⑥国会対応業務
<b>全体</b>	<b>351人 2.9%</b>	<b>1,170人 9.8%</b>	<b>987人 8.3%</b>	<b>1,589人 13.3%</b>	<b>909人 7.6%</b>	<b>2,445人 20.5%</b>
会計検査院	0人	—	0人	—	8人 11.4%	10人 14.3%
人事院	0人	—	0人	—	0人	7人 26.9%
内閣官房	1人 0.3%	41人 12.5%	6人 1.8%	17人 5.2%	29人 8.9%	57人 17.4%
内閣法制局	0人	—	0人	—	0人	2人 6.9%
内閣府	64人 15.0%	36人 8.4%	4人 0.9%	34人 7.9%	19人 4.4%	152人 35.5%
宮内庁	0人	—	0人	—	0人	16人 18.2%
公正取引委員会	0人	—	10人 12.0%	0人	4人 4.8%	6人 7.2%
警察庁	7人 1.5%	58人 12.6%	11人 2.4%	47人 10.2%	72人 15.6%	154人 33.4%
個人情報保護委員会	0人	—	10人 38.5%	3人 11.5%	0人	0人
カジノ管理委員会	0人	—	0人	—	5人 38.5%	2人 15.4%
金融庁	3人 0.8%	71人 19.5%	43人 11.8%	11人 3.0%	33人 9.1%	67人 18.4%
消費者庁	1人 1.3%	8人 10.0%	1人 1.3%	1人 1.3%	6人 7.5%	38人 47.5%
こども家庭庁	2人 0.9%	34人 16.0%	0人	91人 42.7%	9人 4.2%	56人 26.3%
デジタル庁	0人	—	10人 5.9%	4人 2.4%	12人 7.1%	5人 2.9%
復興庁	0人	—	1人 2.0%	0人	20人 40.8%	1人 2.0%
総務省	12人 2.2%	48人 9.0%	20人 3.7%	31人 5.8%	39人 7.3%	81人 15.2%
公害等調整委員会	0人	—	0人	—	0人	0人
消防庁	44人 65.7%	0人	—	0人	15人 22.4%	7人 10.4%
法務省	0人	—	35人 4.3%	1人 0.1%	57人 7.1%	21人 2.6%
出入国在留管理庁	0人	—	31人 6.9%	2人 0.4%	17人 3.8%	18人 4.0%
公安審査委員会	0人	—	0人	—	0人	0人
公安調査庁	0人	—	0人	—	3人 37.5%	1人 12.5%
外務省	0人	—	0人	—	520人 63.6%	15人 1.8%
財務省	0人	—	8人 1.0%	67人 8.0%	42人 5.0%	87人 10.4%
国税庁	3人 0.8%	0人	—	0人	33人 8.9%	23人 6.2%
文部科学省	15人 3.5%	23人 5.4%	20人 4.7%	185人 43.3%	40人 9.4%	141人 33.0%
スポーツ庁	1人 4.8%	3人 14.3%	2人 9.5%	12人 57.1%	2人 9.5%	8人 38.1%
文化庁	4人 7.1%	2人 3.6%	3人 5.4%	33人 58.9%	4人 7.1%	16人 28.6%
厚生労働省	12人 0.7%	328人 19.3%	33人 1.9%	291人 17.1%	153人 9.0%	554人 32.6%
中央労働委員会	0人	—	0人	—	2人 66.7%	0人
農林水産省	41人 8.5%	72人 14.8%	16人 3.3%	96人 19.8%	58人 12.0%	86人 17.7%
林野庁	0人	—	12人 32.4%	1人 2.7%	15人 40.5%	0人
水産庁	8人 18.6%	6人 14.0%	2人 4.7%	28人 65.1%	5人 11.6%	17人 39.5%
経済産業省	5人 0.9%	107人 18.2%	79人 13.4%	16人 2.7%	21人 3.6%	238人 40.5%
資源エネルギー庁	0人	—	68人 22.4%	42人 13.9%	0人	0人
特許庁	0人	—	8人 9.1%	1人 1.1%	0人	0人
中小企業庁	10人 9.3%	11人 10.3%	0人	—	0人	64人 59.8%
国土交通省	73人 7.3%	99人 10.0%	47人 4.7%	303人 30.5%	82人 8.2%	120人 12.1%
観光庁	0人	—	0人	—	3人 6.1%	0人
気象庁	0人	—	0人	—	11人 18.3%	2人 3.3%
運輸安全委員会	0人	—	0人	—	0人	0人
海上保安庁	20人 10.6%	0人	—	1人 0.5%	58人 30.9%	59人 31.4%
環境省	25人 6.0%	29人 6.9%	56人 13.4%	67人 16.0%	20人 4.8%	46人 11.0%
原子力規制委員会	0人	—	1人 2.4%	2人 4.9%	6人 14.6%	17人 41.5%
防衛省	0人	—	0人	—	0人	0人

※ 1 集計対象は、一般職国家公務員である。

※ 2 併任の場合は本務で集計している。ただし、専ら併任（併任の期間中、主として併任先の官職の業務に従事する場合を指した通称）の場合は原則併任先で集計している。

※ 3 公正取引委員会、財務省及び国税庁は令和6年7月から令和7年6月までの状況である。

※ 4 外務省の在外公館に勤務する職員は除いている。

※ 5 割合は、他律部署の4つの上限のうち、いずれかの上限を超えた職員の人数を100%として算出したものである。

※ 6 同一の職員が複数の特例業務に従事している場合もあり、また、上記の特例業務のほか、各府省固有業務等が特例業務とされているため、上記数値を足しても100%にならない。

## 令和6年度 特例業務の主な要因別の状況（府省別）

## 【自律部署】

府省名	①大規模災害への対処	②重要な政策に関する法律の立案	③他国又は国際機関との重要な交渉	④予算・会計関係業務	⑤人事・給与関係業務	⑥国会対応業務
全体	1,730人 10.0%	87人 0.5%	40人 0.2%	2,774人 16.1%	1,916人 11.1%	146人 0.8%
会計検査院	0人	—	0人	—	1人 5.0%	0人
人事院	0人	—	0人	—	0人	—
内閣官房	0人	—	0人	—	0人	—
内閣法制局	0人	—	0人	—	3人 30.0%	2人 20.0%
内閣府	6人 3.4%	2人 1.1%	0人	—	90人 51.1%	20人 11.4%
宮内庁	0人	—	0人	—	15人 20.8%	12人 16.7%
公正取引委員会	0人	—	0人	—	1人 4.2%	1人 4.2%
警察庁	6人 4.3%	0人	—	0人	42人 29.8%	53人 37.6%
個人情報保護委員会	0人	—	0人	—	3人 17.6%	10人 58.8%
カジノ管理委員会	0人	—	0人	—	0人	—
金融庁	0人	—	1人 7.1%	1人 7.1%	0人	—
消費者庁	0人	—	0人	—	3人 12.5%	3人 12.5%
こども家庭庁	0人	—	0人	—	2人 7.7%	1人 3.8%
デジタル庁	0人	—	0人	—	7人 23.3%	8人 26.7%
復興庁	0人	—	0人	—	16人 64.0%	6人 24.0%
総務省	2人 1.1%	10人 5.4%	5人 2.7%	15人 8.1%	17人 9.1%	8人 4.3%
公害等調整委員会	0人	—	0人	—	0人	—
消防庁	9人 64.3%	0人	—	0人	3人 21.4%	0人
法務省	0人	—	0人	—	302人 25.5%	325人 27.4%
出入国在留管理庁	0人	—	0人	—	48人 11.2%	65人 15.2%
公安審査委員会	0人	—	0人	—	0人	—
公安調査庁	0人	—	0人	—	0人	—
外務省	0人	—	0人	—	0人	—
財務省	0人	—	0人	—	168人 17.3%	177人 18.2%
国税庁	0人	—	0人	—	50人 2.9%	343人 19.8%
文部科学省	0人	—	0人	—	0人	—
スポーツ庁	0人	—	0人	—	0人	—
文化庁	0人	—	0人	—	0人	—
厚生労働省	2人 0.2%	0人	—	0人	35人 4.0%	74人 8.4%
中央労働委員会	0人	—	0人	—	0人	—
農林水産省	75人 16.6%	37人 8.2%	6人 1.3%	128人 28.3%	79人 17.5%	14人 3.1%
林野庁	16人 15.4%	1人 1.0%	2人 1.9%	41人 39.4%	18人 17.3%	1人 1.0%
水産庁	11人 9.2%	8人 6.7%	17人 14.3%	50人 42.0%	4人 3.4%	18人 15.1%
経済産業省	20人 4.5%	20人 4.5%	6人 1.3%	17人 3.8%	12人 2.7%	28人 6.3%
資源エネルギー庁	0人	—	0人	—	0人	—
特許庁	0人	—	2人 6.9%	2人 6.9%	0人	—
中小企業庁	0人	—	1人 3.3%	0人	0人	—
国土交通省	1,574人 23.6%	5人 0.1%	0人	—	1,485人 22.3%	410人 6.2%
観光庁	0人	—	0人	—	0人	—
気象庁	0人	—	0人	—	35人 15.5%	35人 15.5%
運輸安全委員会	0人	—	0人	—	0人	—
海上保安庁	4人 0.1%	0人	—	0人	201人 6.9%	199人 6.8%
環境省	5人 3.1%	0人	—	1人 0.6%	13人 8.0%	23人 14.2%
原子力規制委員会	0人	—	0人	—	0人	—
防衛省	0人	—	0人	—	0人	—

※1 集計対象は、一般職国家公務員である。

※2 併任の場合は本務で集計している。ただし、専ら併任（併任の期間中、主として併任先の官職の業務に従事する場合を指した通称）の場合は原則併任先で集計している。

※3 公正取引委員会、財務省及び国税庁は令和6年7月から令和7年6月までの状況である。

※4 外務省の在外公館に勤務する職員は除いている。

※5 割合は、自律部署の2つの上限のうち、いずれかの上限を超えた職員の人数を100%として算出したものである。

※6 同一の職員が複数の特例業務に従事している場合もあり、また、上記の特例業務のほか、各府省固有業務等が特例業務とされているため、上記数値を足しても100%にならない。

## 人事院における取組

- 超過勤務の縮減に向けた人事院の取組については、令和7年人事院勧告時報告において言及  
<https://www.jinji.go.jp/content/000011736.pdf>

- 概要は次のとおり

### 1. 各府省の組織風土改革や実効的取組に向けた調査・指導の強化

※勤務時間調査・指導室において、超過勤務時間の適正な管理等の調査・指導を実施

- 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向けて各府省が取組を自律的に進められるよう、個々の職場の実情に応じた実効的な縮減策を示し、その着実な実施を伴走支援
- 調査・指導を行っても取組が不十分な場合は、臨時調査を実施し、一層の取組と改善状況の報告を求める

### 2. 長時間の超過勤務の主要な要因となる業務の重点的な改善

- 各府省に対して、行政部内での効率的な業務遂行を働きかけるとともに、行政部内を超えた取組が必要と判断されるものについては、国会を始めとする関係各方面の協力を要請
- いわゆるバックオフィス業務について、業務の集約やDX等を集中的に進められるよう、関係部局に要請

### 3. 特例業務の範囲の厳格化に向けた取組

- 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化のため、調査等で把握した各府省の超過勤務の実態を踏まえ、特例業務の範囲に関する判断を厳格にするよう、指導を強化し、関連通知を改正

### 4. 長時間の超過勤務を行う職員の健康保持に向けた取組

- 各府省に対して、人事院規則で義務付けられている医師による面接指導の実施を徹底させるための助言・指導を実施。その一環として、面接指導が義務付けられていることについての幹部・管理職員の認識を確実なものとするとともに、職員一人一人に面接指導など健康管理の重要性を周知・啓発